

令和5年第1回瑞穂市農業委員会総会議事録

1. 召集年月日 令和5年1月19日
2. 開催日時 令和5年1月26日 午後3時05分
3. 開催場所 瑞穂市役所巢南庁舎3階 3-2会議室
4. 出席委員数 13人

5. 出席委員

- 1番 堤 透委員  
2番 高田 里美委員  
3番 古川 正敏委員  
4番 廣瀬 普委員  
5番 森 隆委員  
6番 浅野 隆士委員  
8番 岩田 好博委員  
9番 北村 一也委員  
10番 酒井 健詞委員  
11番 青木千恵子委員  
12番 高田 住代委員  
13番 岩田 重雄委員  
14番 松野 光彦委員

6. 欠席委員

- 7番 林 鉄雄委員

7. 本会議に職務のため出席した事務局職員

- 事務局長 桑原 秀幸  
書記 玉置 公司  
書記 杉原 昌実  
書記 梅田 莉奈

8. 農業委員会等に関する法律第35条の規定により出席した者の職氏名 (なし)

## 9. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 専決処分等の報告について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

日程第3 農地法関連議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について

日程第4 農業経営基盤強化促進法関連議案について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議案第50号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

## 10. 審議の経過

(午後3時10分)

- 議 長 本日、総会を招集しましたところ、定刻までにご出席をいただき誠にありがとうございます。只今の出席委員は13人です。定足数に達しておりますので、瑞穂市農業委員会第1回総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。お手元に配布してあります資料を基に進めて参ります。
- 議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、8番岩田好博委員、9番北村一也委員の2名を指名いたします。
- 議 長 日程第2、専決処分等の報告について令和4年12月13日から令和5年1月10日までの間に、瑞穂市農業委員会に届出のあった、農業委員会事務局規程第6条の規定による、専決処分事項につきましては、法令及び当委員会の申し合わせ事項について事務局で、確認及び審査し受理済みであります。報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」事務局に報告を求めます。  
(事務局報告)
- 議 長 ただいま事務局から報告がありました、報告第1号、報告第2号について、質疑等ありませんか。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 日程第2の専決処分の報告を終わります。

- 議 長 日程第3、農地法関連議案について議題とします。
- 議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書の審議について」、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」事務局に説明を求めます。  
(事務局説明)
- 議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地区担当委員の方から、ご意見がありましたらお願い致します。
- 議 長 議案第1号番号1について、青木千恵子委員ご意見ありますか。
- 青木委員 事務局の説明通りでございます。よろしくお願ひいたします。
- 議 長 議案第1号番号2及び番号3、番号4について酒井健詞委員ご意見ありますか。
- 酒井委員 特にありません。よろしくお願ひします。
- 議 長 議案第2号番号1について 私の担当区域ですが、特に問題はございません。
- 議 長 議案第2号番号2について、北村一也委員ご意見ありますか。
- 北村委員 事務局の説明通りですので、よろしくお願ひいたします。
- 議 長 只今、地区担当委員さん及び事務局より説明がありましたが、中央のテーブルに準備しました各種申請書を精読して頂くため、10分程度の時間を設けたいと思います。暫時休憩とします。再開は15時30分とします。  
(休憩)
- 議 長 只今より再開いたします。
- 議 長 議案第1号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願い致します。  
(質疑、意見無し)

- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。第1号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第1号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 北村委員 今回の議案第1号番号2ですが、貸付面積が63.5aであるのに対し、農地取得理由が経営規模拡大と申請されていることに疑問に感じます。今後の動向に注意しておく必要があると思います。
- 議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第1号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(挙手多数)
- 議 長 賛成多数と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第1号番号3について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第1号番号3について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(挙手多数)
- 議 長 賛成多数と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第1号番号4について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。

- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第1号番号4について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第2号番号1について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第2号番号1について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 議案第2号番号2について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 松野委員 上下水道管は整備されていきましたか。
- 事務局 上水道課、下水道課とともに決裁の際に、水道管ありと記入されていたので、問題ないと判断しております。
- 議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第2号番号2について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(全員挙手)
- 議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

- 議 長 日程第4、農業経営基盤強化促進法関連議案についてを議題とします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局に説明を求めます。  
(農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている旨、事務局説明)
- 議 長 議案第3号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。
- 松野委員 議案第3号番号3、番号4、番号5に関してですが、昨年に未収穫のほ場が散見されました。今後はこのような状況を防ぐために行政からも指導をお願いしたいと考えております。
- 事務局 市としても8月に皆様の懸念を伝えつつ、改善を要請したところですが、現在、JAから指導を受けて改善に取り組んでおり、引き続き注意して行きます。
- 北村委員 経営面積は市内だけですか、市外も含めてでしょうか。
- 事務局 市内のみの面積で表示されております。
- 議 長 他にご意見、ご質問はございませんか。  
(質疑、意見無し)
- 議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。  
(挙手多数)
- 議 長 賛成多数と認め、原案のとおり決定されました。
- 議 長 日程第5、農業委員会の活動計画の点検・評価についてを議題とします。議案第50号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」、審議を農政部に付託しておりましたので、農政部長の古川正敏委員に審議結果の報告を求めます。

○古川委員 只今、議題となりました議案第50号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は、先月総会において、農政部会に付託されましたので、本日総会開催前に巢南庁舎公室において、農政部会員と事務局に出席を求め、慎重に審議を行いました。

審議の結果を申し上げますと、本指針は3年ごとに見直す必要があり、前回は令和元年12月に制定していたため、見直しの時期が到来しておりました。令和4年度より農業委員会の最適化活動の目標を設定しなければならないと定められた中で、担い手への農地利用集積目標が令和5年4月時点で80%と現状の約30%に比べて、非常に高いものになっている部分は特に見直しが必要でした。こちらは、令和4年4月に当農業委員会で策定いたしました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」で決定した令和12年までに80%という目標に合致するよう見直し、整合を図るとともに目標設定期間に余裕を持たせた状態に変更しております。

同様に、遊休農地の解消目標につきましても、令和5年度解消から令和12年度に見直しております。なお、この見直しは国から参考例が示され、それに基づいて実施しています。令和4年度から活動記録簿の記入が本格的に運用される中で、農地利用の最適化、遊休農地の解消、新規参入の促進という3種の業務が農業委員会の主要業務に位置付けられていますが、それが色こく反映した文言になっています。担い手の育成・確保についての表で、認定新規就農者の数が令和7年、令和12年と累積して増えていく目標になっていますが、実際は5年周期で、新規該当者と終了者が重複するのではないかという意見があり、3年後の目標は、7から4に、令和12年4月の最終目標は、12から5に訂正しました。さらに、集落営農組織が現状1団体存在しているということで、現状を0から1団体へ訂正しました。

以上、付託されている全ての項目につきまして出席部会員全員一致で原案の通りで問題なしと決定しましたので、報告致します。

○議 長 議案第50号について、質疑、意見があれば挙手をお願いします。  
(質疑、意見無し)

○議 長 質疑、意見が無いものと認めます。議案第50号について、農政部会の報告を農業委員会の案とすることに賛成の方は挙手を願います。



(全員挙手)

○議 長 全会一致と認め、原案のとおり決定されました。

○議 長 以上で本日の総会の議事はすべて議了致しました。

○議 長 これにて、瑞穂市農業委員会第1回総会を閉会いたします。